

「見なし輸出強化」 閑談…それを「見なし輸出」というのか

本日公布された通達改正案の眼目の1つに「見なし輸出規制」の強化（規制対象が拡大されたが公式には「明確化」というらしい）があります。

これについて、まさに閑談レベルの話ですが、個人的にホーッと思ったことを記します。

1. 「何を何と見なす」 改正なのか

改正案の条文に「見なし輸出」とか「輸出と見なす」という記述はありません。条文中では「何を何と見なす」と述べているのでしょうか？

《役務通達》改正案の関連部分を引用します。

なお、次の①から③まで（以下「特定類型」という。）に掲げる居住者（自然人に限る。）に対して技術を提供する取引（以下「特定取引」という。）は、特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引とする。…「用語の解釈 サ」より

「特定類型の居住者への技術提供」を「特定国の非居住者への技術提供」と見なすということです。もう少し縮めていけば「特定類型の居住者」を「非居住者」と見なすわけです。

2. それは「輸出と見なす」 ことなのか？

「特定類型居住者」への技術提供が、「特定国の非居住者への技術提供」に見なされるのはわかりました。ではそれは「輸出と見なす」 ことなのでしょう？

もしそうなら「特定国の非居住者への技術提供」は「輸出」にカウントされる筈ですよ？ では法令に、「技術の輸出」という言葉がありますか？

ないですよ？ 概念として使っていたのも産構審ぐらいじゃないでしょうか？（他に絶対存在しない、とまで言い切るつもりもありませんが）

それが無いからこそ、今まで私たちは仕方なく「輸出等」（貨物輸出+技術の対外提供 の意味）という表現を使ってきたのです。

3. それはいいことかもしれない

誤解しないでください。私は「輸出と見なす」 ことを、法令上根拠のない私生児だと叩くつもりなど微塵もありませんから。

むしろ私としては、「見なし輸出」という言葉を通じて、「技術だって輸出なんだ」という理解が多くの人に共有されることを期待しているのです。

なにしろ世界の主要国で「技術の場合は、輸出じゃなくて提供っていうんだよ」と頑張っているのは日本だけと思われるのですから。でもそうやって頑張ることで、どんないいことがあったのか？ 私は寡聞にして知りません。

その反対に、「輸出」という言葉を技術にも使うことで、各種条文が簡潔になるだけでなく、一般国民

の感覚にも近いものになることでしょう。(審議会の議事も進めやすくなるかも?) 国際レジームや諸外国法令との段差がなくなることもよいことだと思います。

もちろん私も、わかりやすくするためだけの目的で法令を改めるのが面倒なことは承知しています。なにしろ外為法本体の手術を伴うことでもありますし、これまでそれで「目に見える実害」がなかったことを考えれば。

そうした抵抗が予想される中で、敢えて「技術の見なし輸出」という新しい表現を打ち出された皆様には敬意を表したいと思います。願わくば、これがきっかけとなって、法令上にも「技術の輸出」というストレートな表現の誕生する日が来ますように! 御奮闘を期待しております。